

工事費内訳書及び技術提案（技術資料）に係る失格等の取り扱いについて

（平成 22 年 5 月 1 日施行）

※同日以降に入札公告を行う案件について適用

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領において、下記に掲げる各事項に該当する場合は、それぞれの規定に該当するものとして扱うこととします。

なお、これ以外の方式による条件付き一般競争入札（建設工事又は建設工事に係る委託業務に限る。）においても、この取扱基準に準じることとします（以下、建設工事に係る委託業務においては「工事費内訳書」を「業務費内訳書」等、適宜読み替えるものとします。）。

記

1 入札の不成立

第 11 条第 1 項のうち

(2) 工事費内訳書及び技術提案（書面による技術提案を除く。）を電子入札システムにより提出しない者がした入札書

該当する場合

- (1) 書類の全部又は一部の提出がない場合
- (2) 提出された書類が提出すべき書類とは無関係な書類である場合
- (3) 提出はされているが白紙である場合
- (4) 他の工事の書類である場合
 - ① 他の工事の工事番号、工事名が記載されていて、かつ工事価格と入札金額が一致しない場合
 - ② その他、明らかに他の工事の書類であると考えられる場合
- (5) 外形上必要な事項が記載されていない場合
 - ① 記載が必要な項目に全く記載がない場合（ただし、工事番号、工事名、住所、商号又は名称、代表者氏名及び会社名の項目については、電子入札システムにより提出があった場合を除く。）
 - ② 必要な項目に記載されてはいるが、記載すべき事項とは無関係な内容である場合
 - ③ その他、明らかに必要な事項が記載されていないと考えられる場合

2 失格

第 12 条第 1 項のうち

(2) 工事費内訳書及び技術提案（書面による技術提案を除く。）を電子入札システムにより提出しなかった者
(8) 指定する期限までに書面による技術提案を提出しなかった者

該当する場合

第 11 条第 1 項第 2 号の（１）～（５）の取扱に準じる。

第 12 条第 1 項のうち

(12) 工事費内訳書及び技術提案において、意思表示が不明瞭である入札をした者

該当する場合

- (1) 工事費内訳書において、同一の工事について複数の積算内訳が記載されている場合
- (2) 工事費内訳書の「工事価格計」欄の額と入札書の金額が一致しない場合（建設工事にかかる委託業務においては業務費内訳書の「入札金額」欄の額と入札書の金額が一致しない場合）
- (3) 技術提案において、同一の工事について複数の技術提案が記載されている場合（ただし、複数の提案を認めている場合を除く。）
- (4) その他、明らかに必要な事項が記載されていない等により意思表示が不明瞭である場合